

1. 申請資格について

Q-1	現在企業に勤務しており、安定した収入があります。4 月から会社を退職または休職し、収入がなくなる予定ですが、申請は可能でしょうか。
A-1	申請は可能です。ただし、所属企業等から十分な生活費相当額（240 万円/年以上）を受給できる制度がある場合は申請できません。 なお、このプログラム採択期間中に就職または復職する場合は、事前に事務局に申し出てください。
Q-2	アルバイト、パート、TA、RA で得た収入は安定的収入として考える必要がありますか？
A-2	いいえ、必要ありません。アルバイト、パート、TA、RA の雇用形態で得た収入は、不安定な収入とし、これらを受給していても申請資格が認められます。 ただし、いずれも研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がない範囲であることを前提とします。
Q-3	RA として雇用されているが、申請可能ですか。 また、支援対象となった場合、パートを辞める必要がありますか。
A-3	JST の公募要領に「自身の研究活動に支障のない範囲で、所属する大学等において RA・TA 活動等を行い、その適正な対価を受給することは禁止されません。」とあるとおり、申請可能です。 また、パートを辞める必要もありません。 ただし、他の給与取得の状況や雇用契約の内容によっては、対象外となる可能性があるため面談等により随時、状況を確認します。
Q-4	博士後期課程 4 年目（標準修業年限を超えて在籍している）場合、申請可能でしょうか。
A-4	標準修業年限を超えている学生は、申請できません。 （但し、博士後期課程中に休学を経ている場合は、その限りではありません。）
Q-5	年齢要件は、ありますか？
A-5	ありません。
Q-6	他大学修士課程からの進学者も対象となりますか？
A-6	対象となります。

Q-7	日本学術振興会の特別研究員（DC）に申請予定ですが、申請できますか。
A-7	申請可能です。 本制度への応募者には日本学術振興会特別研究員にも応募することが強く推奨されております。 なお、特別研究員に採択された場合は、本プログラムの支援を受けることはできませんので、辞退することになります。ご注意ください。
Q-8	JASSO で奨学金を貸与する予定（すでに貸与を受けている）者も申請できますか。
A-8	貸与型・給付型のいずれであっても、本プロジェクトへの申請は基本的に可能です。 なお、JASSO 給付型奨学金受給者は JASSO へ併給の可否の確認が必要です。 また、令和 5 年度以降に博士課程において第一種奨学生として採用された者は、本プロジェクトに採用となった場合、「特に優れた業績による返還免除」の対象から外れます。
Q-9	JASSO 以外の団体から奨学金や助成金（授業料免除、所属大学の基金等による授業料を援助するための奨学金、研究費等）を受けることは可能ですか。
A-9	基本的に受給することに問題ありませんが、本プロジェクトは「学生が研究に専念できる環境を整備」することを目的としています。 そのため、奨学金等の用途が研究に専念するための支援（生活費）である場合、本プロジェクトの目的と重複しますので、年収にカウントいただく必要があります。 一方で、研究費や授業料免除など研究の推進のための支援である場合は、本プロジェクトの目的とは重複しませんので収入にカウントいただく必要はありません。 また、貸与型の奨学金は生活費が用途であっても収入に含める必要はありません。なお、相手側機関において併給を不可としている可能性がありますので、必ず相手側機関にも確認を取っていただくようお願いします。

2. 申請書類について

Q-1	博士課程での研究計画の記載について、(1) 概要と (2) 背景目的はどのような違いがありますか？
A-1	(1) 研究の概要についてですが、あくまで概要となるため、abstract をイメージして作成してください。 (2) 研究の背景目的についてですが、その研究をする背景、先行研究や社会的課題などを踏まえて、自身が研究する目的を記載してください。
Q-2	1 頁以内にまとめることとなっている項目が多いのですが、フォントや文字サイズの指定がありますか？
A-2	フォントや文字サイズの指定はありません。 1 頁以内におさめるために、各自工夫して作成してください。 なお、極端に文字が小さいなど、審査する側が読めない文字など、自分が不利となってしまうことがないように、気を付けて作成してください。
Q-3	学術的な成果についてですが、これまでの業績を記載するようになっていましたが、D2, D3 の場合は、博士課程での業績も記載していいのでしょうか？
A-3	申請段階における、これまでの研究業績を記載してください。
Q-4	申請書を英語で作成してもいいですか。
A-4	可能です。 ただし、面接は日本語で行います。 また、本プログラムで提供するキャリアコンテンツ等を受講する上で、支障がない程度の日本語能力を有しているか確認します。
Q-5	申請する上で、論文投稿や学会発表等の業績があることが必須ですか？
A-5	必須ではありませんが、業績の有無にかかわらず、総合的に選抜を行います。

3. その他

Q-1	本プロジェクトに採用された場合、授業料は免除されますか？
A-1	本プロジェクトとしての授業料が免除されるなどの措置はありません。 免除を希望する場合、一般の学生と同様の申請手続きを行ってください。
Q-2	支援対象学生は、扶養義務者（親等）の扶養から外れる必要がありますか？
A-2	健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、研究奨励費（生活費相当額）は税法上雑所得として扱われていること等を扶養義務者（親等）の方に伝え たうえで、扶養義務者（親等）の職場等の担当者まで問い合わせてください。 また、所得税における扶養の扱いについては、お近くの税務署まで問い合わせ てください。
Q-3	支援対象学生の社会保険、年金の扱いはどうなりますか？
A-3	支援対象学生と大学間に雇用関係はありません。 必要があれば各自がお住いの市区町村で社会保険、年金への加入手続きを行っ てください。 なお、手続きのために大学からの証明書等が必要な場合は、教務課で証明書発行 手続きをお願いします。
Q-4	研究奨励費（生活費相当額）は所得税、住民税の対象となりますか？
A-4	雑所得と扱われるので、所得税・住民税の課税対象となり、確定申告が必要とな ります。
Q-5	このプロジェクトとは別に、外部研究費等を受けて研究を行うことはできます か？
A-5	可能ですが、外部研究費が助成金などの場合、相手側機関において併給を不可と している可能性がありますので、必ず相手側機関にも確認を取っていただくよう お願いします。